

藤沢市議会議員各位

経済部長

今夏の海水浴場の開設に向けたルールが決定しました

藤沢市夏期海岸対策協議会（会長：鈴木恒夫）は、今夏の海水浴場の開設と、それにあつてのルールを決定しました。

【開設期間】

- ① 片瀬東浜海水浴場 : 7月 3日（土）～9月 3日（金）
- ② 片瀬西浜・鵜沼海水浴場 : 7月 3日（土）～9月 5日（日）
- ③ 辻堂海水浴場 : 7月 17日（土）～8月 28日（土）

【主なルール骨子（県のガイドラインに定めのないもの）】

① 海水浴場内において、海の家以外（砂浜など）での飲酒禁止

海の家においては、県が求める酒類の提供を行うための対策が講じられている一方、それ以外の場所ではコントロールが難しいため。



② 海の家を含む海水浴場内において、適度な音量に制限

海水浴場内において音響機器を使用する場合、通常の会話の妨げになる音量になり、会話のボリュームが大きくなることや、お互いの顔が近くなることによる飛沫感染を抑制するため。



③ 海の家での酌、回し飲みの禁止

新型コロナウイルスの感染リスクを低減するため。



④ 海水浴場内において、開設者の許可なきドローンの飛行禁止

多くの海水浴客が来場するビーチ内での飛行は落下の危険性があることに加え、撮影される可能性も考えられることから、来場者が安心して楽しむ環境を提供するため。



⑤ 海水浴場開設時間内において、ペットの入場制限

糞尿などの汚染を防ぎ、衛生面の確保をするため。
また、アレルギーのある方とのトラブルを回避するため。
※ケージに入っている場合や介助犬は除きます。



⑥ 開設者の許可なく大型テントの設置を禁止

強風での危険性の排除および多くの海水浴客が集まることによる「密」を避けるため。



⑦ エリアフラッグの活用

刻一刻と変化する海象状況により、安全な遊泳環境を提供するため、昨年に引き続き、大型フラッグを利用し、ライフセーバーが推奨する遊泳エリアを明示する。



⑧ ENOMAP の活用

ライフセーバーの判断により、海水浴場内の混雑状況をリアルタイムに可視化することにより、海水浴客自らが「密」を回避することができる環境を提供するため。



その他の詳細については、「藤沢市観光公式 HP」に掲出する「令和3年度藤沢市海水浴場ルール」をご覧ください。（<https://www.fujisawa-kanko.jp/news/20210526.html>）



*この資料に関する問い合わせ
藤沢市役所 経済部 観光課
担当：木村・加藤・祖慶・寺谷・伊豆内
内線：3421
直通：0466（50）3531